平成２１年（フ）第５１０号
栃木県日光市所野689番地２　所野第二団地29号
債務者　米田　綾子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５６１号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2401番地５
債務者　野中　完男
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５６４号
栃木県宇都宮市鶴田町876番地　コーポ田村ＮＯ．３　105号室、前住所栃木県足利市上渋垂町407番地１　レオパレスウィル55　208号
債務者　新井　巴美（旧姓古口）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５６５号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町17番地７
債務者　鈴木優美子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第３４２号
神奈川県座間市入谷４丁目2723番地の２
債務者　澤　　武史
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４６３号
静岡県藤枝市堀之内１丁目５番地の13　ベルⅡ102号、前住所静岡県藤枝市志太２丁目18番３号
債務者　森下　　勉
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５６４号
静岡県牧之原市白井200番地１　サンコーポラス白井１―202
債務者　鈴木コンスエロ
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７号
秋田県仙北郡美郷町畑屋字街道東219番地１塚Ⅱ住宅Ｂ―４
債務者　後藤　芳子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第７６号
秋田県大仙市若竹町23番10号
債務者　齊藤智栄子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第８８号
秋田県大仙市神宮寺字内大坪９番地７
債務者　久米　尚子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第５１７号
栃木県宇都宮市野沢町220番地２　エスペランサＡ棟202
債務者　新保　健二
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５３９号
栃木県宇都宮市松原２丁目３番28号　メゾンフローラル松原Ⅱ201、前住所東京都中央区新富１丁目７番17―702号
債務者　半田　智美（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５４６号
栃木県宇都宮市岩曽町1316番地　グリムハウスＡ棟203号室、住民票上の住所栃木県日光市大室108番地１
債務者　木村　保久
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５６９号
栃木県下都賀郡都賀町家中5896―13　オーランド家中Ｂ203、住民票上の住所神奈川県厚木市鳶尾４丁目３番14号
債務者　小松美智子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７０号
栃木県日光市土沢1969番地27　ベルスカイコーポ３号
債務者　小野恵美子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係